

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	釧路市 健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、市民の健康の増進を図るため、検診、健康教育、健康相談その他市民の健康の増進のために必要な事業を実施している。 番号法においては、第19条第8号に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を活用する。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

健康増進法に関わる事務関連ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表の111の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第54条 3. 番号法第19条第6号（特定個人情報の提供制限）
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号） ・省令第2条の表 139の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	釧路市こども保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市こども保健部健康推進課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4524
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの流れで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・執務室の施錠 ・システム権限の付与 ・マイナンバー利用関係は指紋認証など多段階認証を運用することで職員以外が端末を使用できないようにしている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども保健部次長 中山 朗生	健康推進課長 西山 潤	事後	重要な変更にあたらないため（人事異動）
平成29年5月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年8月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため（計数の見直し）
平成30年5月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため（計数の見直し）
平成31年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 西山 潤	課長	事前	重要な変更にあたらないため（様式変更のため）
平成31年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため（計数の見直し）
平成31年3月25日	IV リスク対策 1～9	－	必要事項について記載	事前	様式変更のため
令和4年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事前	
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	2) 実施しない	1) 実施する	事前	
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<情報照会の根拠法令> ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条（健康増進法関係） <情報提供の根拠法令> ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条（健康増進法関係）	事前	
令和7年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）・別表第一省令第54条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第9条第1項及び別表の111の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第54条 3. 番号法第19条第6号（特定個人情報の提供制限）	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠法令> ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条（健康増進法関係） <情報提供の根拠法令> ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条（健康増進法関係）	1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号） ・省令第2条の表 139の項	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成31年2月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため（計数の見直し）
令和7年2月25日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までの流れで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	9. 従業員に対する教育・啓発	10. 従業員に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		・執務室の施錠 ・システム権限の付与 ・マイナンバー利用関係は指紋認証など多段階認証を運用することで職員以外が端末を使用できないようにしている	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	健康増進法に基づき、市民の健康の増進を図るため、検診、健康教育、健康相談その他市民の健康の増進のために必要な事業を実施している。 番号法においては、別表第一項番76に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を活用する。	健康増進法に基づき、市民の健康の増進を図るため、検診、健康教育、健康相談その他市民の健康の増進のために必要な事業を実施している。 番号法においては、第19条第8号に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を活用する。	事後	法改正による変更